

一体改革を形骸化させるな



東京大学名誉教授 神野 直彦

社会保障・税一体改革で消費税および地方消費税を増税する目的は、あくまでも社会保障の充実・強化にあることを忘れてはならない。これまでのような財政再建のための増税や、法人税や所得税を減税するための増税であれば、国民の生活を支える公共サービスが充実・強化されるわけではない。しかし、今回の消費税・地方消費税の増税では、国民は生活を支える公共サービスの増加を期待して、増税を受容したのである。

ところが、消費税の増税への道が確実になるや否や、二重課税を大義名分として、自動車関係税やゴルフ場利用税などの減税や廃税を要求する大合唱となっている。このように消費税・地方消費税が増税されようとすると、個別消費税などの減税要求が、堰を切ったように噴出するのは、日本では消費税を導入する際に、多くの個別消費税などが廃止・軽減された履歴効果だといってよい。

日本で消費税つまり消費型付加価値税とい

う一般消費税が導入されたのは、1988年（昭和63年）12月の税制改正においてである。この税制改正では消費税が導入される一方で、国税では物品税、トランプ類税、砂糖消費税という個別消費税や、入場税、通行税という消費行為税が廃止されている。さらに地方税では電気税、ガス税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税などの消費行為税が廃止されている。

第1図で日本の租税負担率をみると、消費税が導入される前の1985年（昭和60年）では、個別消費税の負担率は3.3%である。ところが、消費税が導入された後の1990年（平成2年）でみると、消費税が導入されて一般消費税が登場し1.3%になるけれども、個別消費税は2.2%にまで負担率が低下してしまう。もちろん、それは日本では前述のように個別消費税などが、一般消費税の導入とともに廃減税されてしまったからである。

ところが、OECD加盟国全体の租税負担率

の動向を第2図でみると、確かに一般消費税の負担率は1990年で5.9%と、日本よりも高い。しかし、個別消費税の負担率も4.1%と、日本よりも遥かに高いのである。

しかも、OECD加盟国は第二次大戦後に成立した所得税・法人税中心税制を維持したまま、それを補強するように一般消費税を増税している。したがって、所得税の負担率は1990年から2005年にかけてほとんど変化がない。法人税にいたっては、むしろ負担率は増加しているのである。つまり、OECD加盟国の動きとしては、所得税・法人税中心税制の限界を一般消費税で補強するように増税し、

第1図 日本の租税負担率（GDP比）の推移

	1985	1990	1995	2000	2005	2007
所得課税	12.5	14.6	10.3	9.4	9.3	10.3
個人所得課税	6.8	8.1	6.0	5.7	5.0	5.5
法人所得課税	5.7	6.5	4.3	3.7	4.3	4.8
財産課税	2.7	2.7	3.3	2.8	2.6	2.5
消費課税	3.3	3.5	3.7	4.6	4.7	4.5
一般消費税	—	1.3	1.5	2.4	2.6	2.5
個別消費税	3.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
租税負担率	19.1	21.4	17.8	17.5	17.3	18.0

出所：OECD, Revenue Statistics, 1965-2008, 2009

第2図 OECD加盟国の租税負担率（GDP比）の推移

	1985	1990	1995	2000	2005	2007
所得課税	12.2	12.9	12.4	13.1	12.8	13.2
個人所得課税	10.1	10.4	9.7	9.6	9.2	9.4
法人所得課税	2.6	2.6	2.7	3.6	3.7	3.9
財産課税	1.7	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9
消費課税	9.9	9.9	10.5	10.5	10.6	10.3
一般消費税	5.2	5.9	6.1	6.6	6.8	6.7
個別消費税	4.7	4.1	4.3	3.9	3.7	3.5
租税負担率	25.4	26.3	26.4	27.4	27.1	27.3

出所：OECD, Revenue Statistics, 1965-2008, 2009

国民の生活を支える公共サービスを充実した
とってよい。

これに対して第1図で、日本の動向をみると、所得税と法人税を大幅に減税して、所得税・法人税中心税制を解体していきながら、一般消費税を増税していったことがわかる。しかも、個別消費税さえも極めて低い水準に抑えてしまっている。そのため国民の生活に振り向ける財源がなくなり、消費税の増税が国民の怨嗟の対象となってしまったのである。

しかし、今回の消費税・地方税の増税は違う。国民はそう信じたからこそ、子供達が口にするミルクにも、飢えを凌ぐ食餌にも負担が増えることを容認している。とりわけ国民は、地方自治体が提供する育児サービスや周産期医療サービス、さらには高齢者福祉サービスを望んでいる。

日本の地方自治は3割自治といわれてきた。それは歳入に占める地方税の比率が、3割にすぎなかったからである。ところが、3割自治とはいえ、実際には歳入に占める地方税の割合は4割を超え、4割自治になったといわれたのである。

しかし、現在ではもの見事に3割自治に戻ってしまっている。2007年度（平成19年度）には歳入に占める地方税の比率は44%だったのに対して、2010年度（平成22年度）には35%と、10%近くも落ち込んでしまったからである。

ところが、地方消費税が増税され、地方税の比重が高まり、地域社会での生活事情にマッチした福祉サービスが提供されるという期待が高まっている。だが、そうした期待を残酷にも打ち砕くように、地方税の減税要求の大合唱がこだましている。

一般消費税を増税するのであれば、個別消費税は二重課税だから、廃減税すべきだというのが、その理由である。間接消費税は従量税と従価税から構成されている。一般消費税は価格に課税される従価税である。これに対して従量税は、酒税、たばこ税、揮発油税などの個別消費税という課税形態を採る。一般消費税が導入されると、従量税という個別消費税の意義は失われてしまうかといえば、そうではない。

未来を予知する人間の能力には限界がある。しかし、10年、20年先の税制を予見して、確実にいえることは、環境関連税制が存在感のある租税として君臨しているということである。

環境関連税制とは環境に関連する物件に課税する租税である。OECDによると、エネルギー製品と自動車が環境関連税制の車の両輪に位置づけられている。こうした環境関連税制は当然、従量税という課税形態になる。

もっとも、自動車取得税は従価税である。自動車取得税は広義では個別消費税に分類されるけれども流通税である。流通税は大日本帝国憲法の生みの親シュタインが唱え、消費税とは区別される。欧州委員会では自動車の登録・取得、所有に課税される租税も、一定割合はCO₂の排出量を課税対象にすべきだとしている。

廃止が叫ばれているゴルフ場利用税も、間接消費税ではなく、直接消費税あるいは消費行為税として位置づけられてきた租税である。いずれも未来へ向かって、課税を強化する傾向にある租税である。

未来に向かって流れる税制改革の潮流を無視してはならない。飢えを凌ぐ食餌への負担が増えるのに、自動車やゴルフという遊興への負担を断じて増加させるべきではないという主張が、正義であるわけがない。そうした正義に反することをすれば、国民が期待する生活安定への夢は脆くも打ち砕かれてしまう。

著者略歴

神野 直彦（じんの・なおひこ）

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、地方財政審議会会長、地域主権戦略会議議員、東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』（岩波書店）、『希望の島』への改革—分権型社会をつくる—（NHK出版）、『地域再生の経済学』（中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞）、『財政学』（有斐閣・2003年租税資料館賞受賞）、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』（岩波書店）、『財政のしくみがわかる本』（岩波ジュニア新書）等がある。